

新型コロナウイルス感染症対応の変更点

令和5年5月8日の5類感染症（季節性インフルエンザなどと同じ）移行後の対応について、主な変更点については下記の通りです。

1. 療養期間の考え方

○陽性になった場合

- ・発症後5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えてください。また、発症後10日を経過するまではマスクの着用が推奨されています。



○家族が陽性になった場合

- ・「濃厚接触者」の特定は廃止になりましたが、発症後5日は体調に注意し、重症化リスクの高い方との接触は控えてください。

2. 医療費（検査費・治療費）の負担

要注意

変更後は、季節性インフルエンザなどと同様に医療費等について健康保険が適用され、自己負担いただくことが基本となります。ただし、急激な負担増を避けるため以下の公費支援は当面の間継続されます。

- ① 新型コロナウイルス感染症治療薬の費用
（ラゲブリオ、パキロビッド、ソコーバ等、国指定のものに限る）
- ② 入院医療費は、高額療養費制度の自己負担限度額から2万円を減額
（2万円未満の場合はその額）



3. 相談窓口（一般相談・受診相談・療養中の相談）の一本化

「福島県新型コロナウイルス感染症相談センター」
0120-567-747（毎日24時間対応）



4. 終了したこと

- ・宿泊療養施設の運営
 - ・食料配送等の支援
 - ・検査キットの無料配布
 - ・新規陽性者の登録
 - ・毎日の新規陽性者数の公表
 - ・保健所等による療養期間中の健康観察 など
- ※今後はご自身で療養に備えた準備や体調管理を行ってください。

〇5月8日以降も変わらないこと

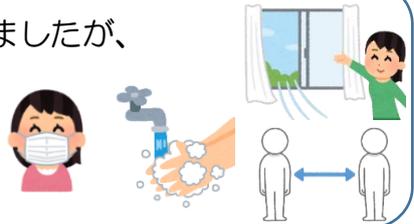
1. 新型コロナウイルスの特性

法律上の取扱いが変わっても、新型コロナウイルスの特性は変わりません。感染力が強く、重症化のリスクもありますので、「うつらない」「うつさない」ための対応をお願いします。

2. 基本的感染対策の有効性

マスク着用等の感染対策は個人や事業者の判断となりましたが、引き続き基本的な感染対策は有効です。

- ・場面に応じたマスクの着用
- ・手洗い等の手指衛生
- ・換気
- ・「3密」の回避
- ・人と人との距離の確保



3. 体調不良時の対応

〇体調に異変（発熱・のどの痛みなど）を感じた場合、検査キットをお持ちの方は、自主的な検査を行いましょう。



もし陽性になった場合

〇症状が軽い方

- ・自宅等で療養を開始しましょう。

〇症状が重い方、重症化リスクの高い方

（65才以上の方、基礎疾患を有している方、妊娠している方）

- ・必ず事前に連絡をしてからかかりつけ医や身近な医療機関を受診してください。



〇受診先に迷った場合は、

「福島県新型コロナウイルス感染症相談センター」に連絡してください。

